

## 令和 2 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の

### あり方に関する検討会

#### 論点整理の視点

○環境影響評価法で対象とすべき風力発電事業の規模について、現行法制度の施行状況を踏まえ、第 1 回検討会及び検討会にいただいたヒアリング対象者からの御意見、委員及びヒアリング対象者からの質疑応答結果等に基づき、第 2 回検討会において意見交換を行うことに資するため、以下のとおり論点整理の視点を作成した。

#### (現行制度)

- 環境影響評価は、事業者自らが事業の環境影響を事前に調査、予測、評価することを通じ事業に係る適切な環境配慮を確保するための重要なプロセス。環境基本法は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮がなされることを推進するため、国は必要な措置を講ずるものと規定している。(環境基本法第 20 条)
- 我が国の環境影響評価制度においては、環境影響評価法（以下「法」という。）と地域の特性等を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は、第 1 条において「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」について環境影響評価を行うものと定めている。
- 法は、規模要件によって必ず環境影響評価等の手続を実施すべき事業を第一種事業としている。また、その規模を下回る規模の事業についても、一定規模以上のものは、事業の内容、事業が実施される地域の環境状況等によって、法の環境影響評価等の手続を実施するか否かを個別事業ごとに判断する手続として、第二種事業に係る判定手続を設けている。  
(第二種事業については、法により、「第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値※以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるもの」とされている。※政令で定める数値については、0.75 と規定。)
- 風力発電事業については、平成 24 年から法の対象事業に追加され、環境影響評価法施行令において、第一種事業を出力が 1 万 kW 以上とし、第二種事業を出力が 7,500kW 以上 1 万 kW 未満と規定している。

## ○検討の視点

### 1. はじめに

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入が求められている中において、風力発電事業の実施に当たり、あらかじめ、事業に係る適正な環境配慮を確保すること、事業者が地域の住民や地方公共団体等の意見を聞いてその理解を得られるよう努めることにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での風力発電事業の立地の促進が図られるのではないか。

### 2. 風力発電事業における「著しい環境影響のおそれがある事業」についてどのように考えるべきか。

①風力発電事業の環境影響の程度は、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいとの指摘がされる中、現行法においては事業規模(数値)により著しい環境影響のおそれがある事業かどうかを判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっている。「著しい環境影響のおそれ」があるものとして、第一種事業として規定する風力発電事業の規模はどうあるべきか。

②第一種事業の規模要件の設定について、基礎とすべき考え方、データはどのようなものか。

### 3. 地方公共団体における環境影響評価制度との関係をどのように考えるか。

①法と条例が一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた我が国の環境影響評価制度の経緯を踏まえ、地域の実情を踏まえた条例による環境影響評価制度の存在を念頭においた上で、法対象とする規模要件の設定や施行に係る留意点を整理すべきではないか。

②地方自治の尊重の観点为基础として、条例による環境影響評価手続と法による環境影響評価手続きについて、適正な環境配慮の確保や地域の住民等に対するコミュニケーションプロセスの観点から、制度面、運用面における同じ点、違う点はどのような事項か。

③法と条例の環境影響評価手続の役割分担の中で、条例による環境影響評価手続きがより効果的・効率的に実施されることを支援するための国の役割は何か。

### 4. 風力発電事業に係る適正な環境配慮の確保や、地域住民等とのコミュニケーションを円滑に実施するためのプロセスとして、我が国の環境影響評価制度（法及び条例）について、風力発電の最大限の導入をスピーディに進めるために喫緊に取り組むべき事項は何か。

- 1) 現行の環境影響評価制度の運用に関するもの
- 2) 現行の環境影響評価制度に関するもの

以上